

「東京大学新型コロナウイルス感染拡大防止強化指針」への対応について

総合文化研究科・教養学部の皆さま

新型コロナウイルス対策タスクフォース座長の福田理事から、添付のとおり東京大学新型コロナウイルス感染拡大防止強化指針の通知がありました。

今後、駒場Ⅰキャンパスにおいても、同指針の趣旨に従い、感染拡大防止の措置を順次講じていく予定です。

ただし、現在の入構の取扱いについては、これまで皆さまのご協力により、駒場Ⅰキャンパスでの入構サイトによる運用が、ある程度定着している現状から、福田理事にご相談させていただき、入構サイトの入力情報の追加及び取得したデータの保健管理センターへの提供を条件として、引き続き入構サイトでの運用を行うことについて認めていただきました。入構サイトの入力情報の変更については、追ってお知らせさせていただく予定です。

なお、今後同指針を踏まえ、感染拡大防止強化の駒場Ⅰキャンパスにおける取扱いの詳細についても、あらためてお知らせさせていただきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

東大駒場Ⅰキャンパス入構/施設利用申請サイト <https://select-type.com/rsv/?id=kDRuRchp5I4>

2020年7月27日

総合文化研究科長・教養学部長

太田邦史

2020年7月20日

## 東京大学新型コロナウイルス感染防止対策強化指針

### 新型コロナウイルス対策タスクフォース

東京大学では、7月13日に活動制限レベルを0.5に緩和し、新型コロナウイルスとの共存期（ウィズコロナ）において、大学活動の正常化に向けてその歩みを始めた。一方で、最近の東京都および全国での新型コロナウイルス感染者の急激な増加は、大学活動を進める上での大きな懸念材料である。したがって、ウィズコロナにあっても、教職員・学生が安心して研究・教育活動を行うことのできる安全なキャンパスを構築するためには、本学の知恵を結集し、厳格な感染防止対策を実行することが不可欠である。基本的な感染症対策については、既に「研究室活動制限緩和チェックリスト」等で示しているが、上記状況を踏まえ、感染拡大対策をさらに強化するため、以下のとおり指針を定める。特に、新型コロナウイルス感染症は無症状や軽症の感染者が多数いるとみられることから、キャンパス内に感染者を立ち入らせないという発想だけの対策には限界がある。そこで、感染者が立ち入っていたとしてもその影響が最小限となるよう、日頃からの感染対策と感染者等の把握、さらには感染者発生時の速やかな対応などについても、指針に含めた。

#### **I 新たな入構手続**

新型コロナウイルスには発症する前の人からも感染することが分かっている。また、無症状の感染者も体調をモニターすると、その症状をとらえることができるという報告がある。そこで、キャンパスに入構する者は、学内者も学外者もきちんと健康管理を行った上で入構することを徹底するため、新たな入構手続きを以下のとおり定める（別添1「レベル0.5での入構フロー図」参照）。各部局は全構成員に周知する。

#### **1. 構成員のキャンパスへの入構手続き（健康管理報告サイトの利用）**

- ① 構成員は、各自で検温し、検温結果、及び息苦しさ・咳・だるさなどの風邪の症状や最近の味覚・嗅覚の異常の有無を、「東京大学新型コロナウイルス健康管理報告サイト」（7月27日から本格運用。URLは別途連絡）の報告用フォームに入力する。

※ 体調管理のため毎日入力することが望ましいが、入構管理上、少なくとも登校日・出勤日には入力する。

- ※ 各部局で既に実施している方法がある場合も、入構管理上、上記健康管理報告サイトを利用する。
- ② 登校・出勤当日の健康管理報告サイトの報告用フォーム入力結果から健康上問題がないと判断されれば、本人が設定したメールアドレスに当日の入構に問題がない旨の連絡がある。構成員は、入構の際に主要門又は各施設入口等において当該メールを提示する。やむを得ない事情がある場合には、入構時にその場で入力等の手続を行う。自宅待機とされた場合には入構できない。
  - ※ 7月27日～8月16日までは周知・試行期間とし、学生証・職員証の提示でも入構を認める。8月17日以降は学生証等のみでは入構できないこととする。
  - ※ 37.5以上の発熱、複数の諸症状が確認された場合、自宅待機を促す返信メールを送信する。
  - ※ マスクの着用確認と消毒等を徹底する。
- ③ 自宅待機とされた構成員は、すみやかに部局窓口に連絡する。各部局は、自宅待機とされた構成員に対して、登校・出勤しないよう指示する。
  - ※ 職員については、症状が軽い場合は、本人の申請に基づき、在宅勤務を命じることができる。本人の申請がない場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて」（令和2年3月30日一部改正、環境安全部長及び人事部長通知）記の2に規定する特別休暇として取扱うことができる。

## 2. 学外者のキャンパスへの入構手続き

- ① 各部局で来訪者の入構を許可する場合には、当該部局において、東京大学ホームページからダウンロードできる「入構届」を各自記入の上、入構の際に、主要門又は各施設入口等で提示するよう依頼する。
  - ※ 学外者にも入構の際には、マスク着用と消毒等を依頼。
- ② 定期的・日常的に入構する事業者その他関係者に対しては、各部局で「入構許可証」を発行し、学内構成員との接触の有無にかかわらず、事業者等の責任において本学の健康管理報告に準じた健康管理を入構者に対して実施することを求め、入構の際に、主要門又は各施設入口等で健康管理記録と入構許可証を提示するよう依頼する。
- ③ 定期的・日常的に入構する事業者その他関係者が健康管理実施後、車で入構する場合には、「入構許可証有・健康管理確認済」とダッシュボードに掲出するよう入構を許可する部局から依頼する。
- ④ 記入した「入構届」又は健康管理記録は各自又は各事業者が入構後1か月間保管し、万一入構者の新型コロナウイルス感染が判明した場合には、本学への情報提供に協力するよう依頼する。

- ⑤ 学外者の入構については以上を原則とし、各キャンパスの状況に応じた入構手続を定められることとする。

## II 各部局における対応

(構成員に周知すべきこと)

### 1. 感染防止のための自律的な行動の促進

各自が正しい知識を持ち、責任を持って行動し、感染しない・拡散させないという意識で自律的に行動できるように、各部局において以下の取組を実施する。

- ① 全構成員に対し、e-ラーニング教材「2020年東京大学学生・教職員対象 eレクチャー 新型コロナウイルス感染症の現状と対策」と「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた東京大学の取組」(いずれも URL は別途連絡)を8月31日(月)までに必ず学習するよう指示する。

特段の理由なく e-ラーニングを完了しない者については、9月以降の入構を制限することを検討する。

- ② 全構成員に対し、「東京大学の学生・教職員のみなさんへー新型コロナウイルス感染拡大防止のために」(2020年7月20日新型コロナウイルス対策タスクフォース)(別添2)を周知する。
- ③ 感染者(学外者を含む)との接触情報を得るために、対応できるスマートフォン、タブレット等の保持者に対し、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)のインストールを依頼する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

- ④ 全構成員に対し、保健センターのホームページ(<http://www.hc.u-tokyo.ac.jp/covid-19/>)を定期的に確認し、新型コロナウイルスについての最新の情報を得るよう促す。
- ⑤ 学生に対し、体調の不安や新型コロナウイルスに関係した悩みに関する相談体制が強化されていることを周知する。

※東京大学保健センター <http://www.hc.u-tokyo.ac.jp/>

東京大学相談支援研究開発センター <https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/top-info/4126/>

- ⑥ 全構成員に対し、入構に際しては咳エチケット等の対策としてマスク等を必ず着用するよう指示する。

### 2. キャンパス内の行動履歴の記録

- ① 構成員は、登校日・出勤日には、ウェブ上のカレンダー機能や予定表、手帳、既に各部局・























